

農業共済事業の特別積立金の取崩しについて

農業共済事業の農作物共済（水稲）に係る特別積立金について、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）第 96 条の規定による損害防止事業に要する費用の支払に充てるため、下記のとおり取り崩すので、伊丹市農業共済条例（昭和 48 年伊丹市条例第 2 号）第 80 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1 取崩額 | 金 507,000 円以内 |
| 2 取崩しの理由 | 平成 26 年度損害防止事業（害虫防除資材の一部助成）を実施するため。 |

平成 26 年 2 月 26 日提出

伊丹市長 藤原 保幸